

枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 4 年(2022 年) 6 月

枚方市

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 1
2. 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置及び緊急事態措置 1
3. 本市行動計画策定の経緯 2

II. 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症 3
2. 対策の目的及び基本的な戦略 3
3. 対策の基本的考え方 5
4. 対策の留意点 7
5. 被害想定 8
6. 社会への影響 9
7. 発生段階 10
8. 対策推進のための役割分担 11
9. 医療提供等における大阪府との役割分担の考え方 15
10. 本市行動計画の主要6項目及び横断的留意点 20

III. 各発生段階における対策

1. 未発生期 31
2. 府内未発生期 39
3. 府内発生早期 47
4. 府内感染期 56

5. 小康期	65
--------------	----

参考資料

1. 特定接種の対象となる業種・職務について.....	69
2. 用語集	78
3. これまでに実施した市民や事業者に対する主な支援等.....	84

I. はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ほとんどの人がそのウイルスに対して免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置及び緊急事態措置

新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）は、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が特定の区域で発生し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、該当する区域においてまん延防止等重点措置を集中的に実施するために政府対策本部長が公示する。（特措法第 31 条の 4）

また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）については、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、政府対策本部長が発出する。（特措法第 32 条）

緊急事態宣言が発出された場合は、特措法の規定により、不要不急の外出の自粛等の要請や施設の使用制限の要請、住民に対する予防接種の実施等の新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を実施するものである。

3. 本市行動計画策定の経緯

本市では、平成 21 年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行を踏まえ、平成 21 年 10 月に枚方市新型インフルエンザ対策行動計画を作成した。また、枚方市新型インフルエンザ対策業務継続計画を作成し、新型インフルエンザの発生に備えてきた。

今般、国において、平成 25 年 4 月に特措法が施行された。その後、平成 25 年 6 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が策定され、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）が示された。また、大阪府においても、政府行動計画と政府ガイドラインにおける考え方や基準を踏まえ、平成 25 年 9 月に大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「府行動計画」という。）が策定された。

以上のような国や大阪府の動きを踏まえ、特措法第 8 条の規定により、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や府行動計画との整合性を確保しつつ、これまでの枚方市新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、新たに枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を策定した。

以降、平成 26 年 4 月に本市の中核市移行に伴い、保健所設置市となることから、保健所の役割を新たに追記し、本市行動計画を改定。

令和 2 年 1 月から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を経験したことにより、実情に即した本市行動計画とするため、令和 4 年 5 月に再改定を行った。

なお、本市行動計画の策定及び改定に当たっては、特措法において、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くことが定められていることから、副市長を委員長とする枚方市災害医療対策会議（以下「災害医療対策会議」という。）に意見聴聞を実施している。

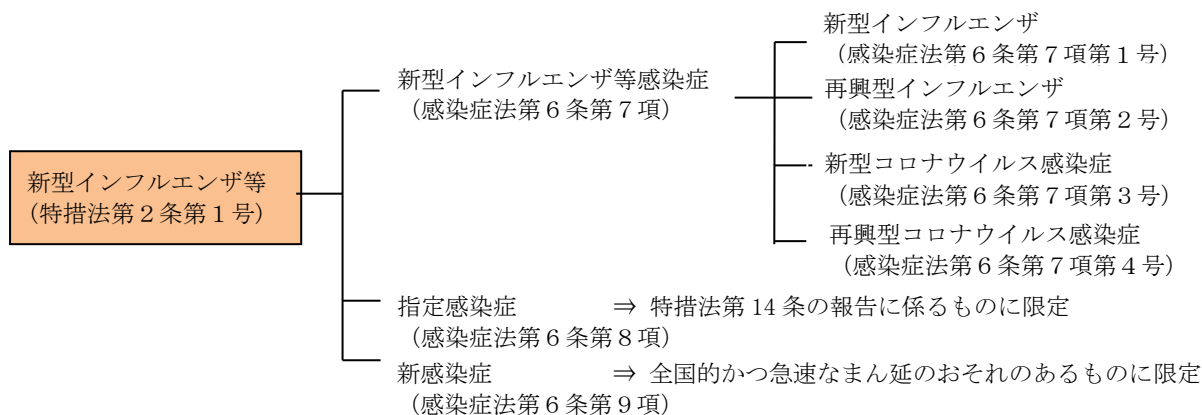
今後も、国や大阪府の動向を注視し、マニュアル等を整備することにより、本市における新型インフルエンザ等対策を充実させることとしている。

また、災害医療対策会議において、新型インフルエンザ等に関する情報共有を図るとともに、本市と医療機関（歯科医療機関を含む。以下同じ。）等が相互に連携し、総合的・効果的な対策に取り組んでいく。

Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び府行動計画と同じく、以下のとおりである。



- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する新指定感染症のうち、特措法第14条の規定に該当する感染症。（以下「指定感染症」という。）
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

2. 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられる。

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、大阪府、本市、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

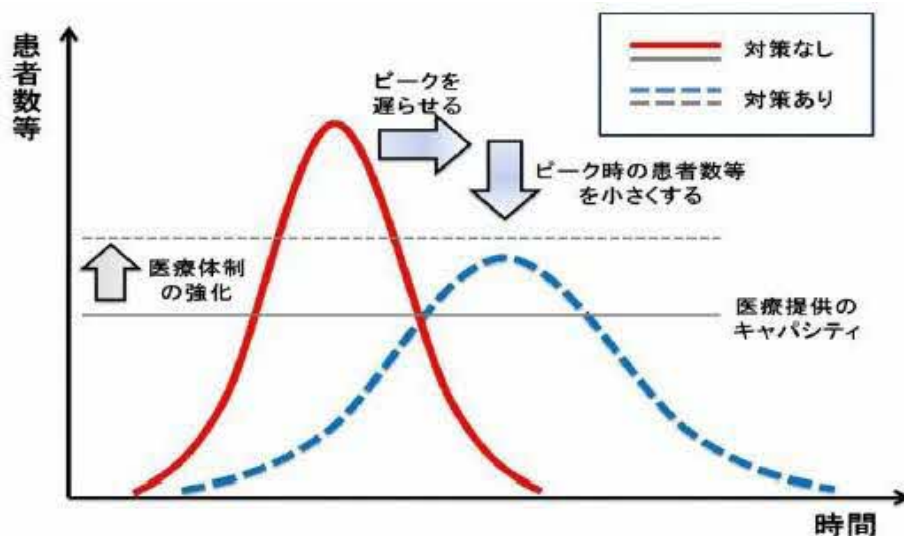
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ① 初期段階において、感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者発生等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の拡充を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(2) 市民生活に及ぼす影響を最小限に抑える

- ① 市内の感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成及びその実施等により、医療提供業務をはじめ市民生活の安定に不可欠な業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



3. 対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かねばならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応し、市民の生命や身体等を保護する必要がある。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、府行動計画も同様の観点から対策を組み立てられている。本市行動計画もこの観点を踏まえた対策を講じる。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収束するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する（具体的な対策については、「Ⅲ. 各発生段階における対策」で記載する）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択する。

（１）発生前の段階では、市民に対する啓発、業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。

（２）世界で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じる必要がある。

（３）府内発生当初の段階では、市民の積極的な感染予防策による感染拡大スピードの抑制が重要となる。

- (4) 国内外の発生当初等、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。

また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小、もしくは中止を図るなど見直しを行うこととする。

- (5) 府内で感染が拡大した段階では、国、大阪府、本市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。

したがって、当初の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対応していく必要がある。

- (6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、本市が大阪府新型インフルエンザ等対策本部（以下「府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、国、大阪府、本市、事業者等が相互に連携し、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

そのため、国は事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、大阪府、本市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や必要物品の備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

4. 対策の留意点

新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、大阪府や関係団体等と連携を図りながら、政府行動計画及び府行動計画の内容と整合性を図りつつ、本市の人口や地域特性、特措法における市町村の役割などを勘案し、以下の4点に留意し、対策を実施する。

（1）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校（学校教育法第1条第1項、第124条、第134条に規定する学校を指す。以下同じ。）・興行場等の使用等制限の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等において、大阪府が市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限が必要最小限となるよう市内の状況等について大阪府に情報提供するなど、協力を行う。

（2）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の有効性により、必ずしも新型インフルエンザ等緊急事態の措置が講じられるもので

はないという点に留意する。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

枚方市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本市対策本部」という。）は、府対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

（特措法第 34 条第 2 項）

本市対策本部長は、本市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、特に必要があると認める場合には、府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する「総合調整」を行うよう要請することができる。

（特措法第 36 条第 2 項）

※ 総合調整：新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。

また、府対策本部長による緊急事態宣言に備え、未発生期の段階から大阪府と連携し、必要事項について調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

本市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5. 被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等の宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的要因に左右される。

政府行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、全人口の 25%が罹患すると想定し、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行っている。また、府行動計画では、政府行動計画の推計を受けて被害想定を行っている。

そこで、本市における流行規模の想定に当たっては、政府行動計画や府行動計画で示された推計を参考に、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。

	枚方市	大阪府	全国
人口（平成 22 年）	約 41 万人	約 886 万人	約 1 億 2,806 万人
罹患者数（25%）	約 10 万人	約 220 万人	約 3,200 万人
（アジアインフルエンザ並みの致死率 0.53%による推計）			
受診者数 （上限値）	約8万人	約173万人	約2,500万人
入院患者数 （上限値）	約1,700人	約37,000人	約53万人
死亡者数 （上限値）	約550人	約12,000人	約17万人
1 日当たりの 最大入院患者数 〔流行発生から 5 週目〕	約320人	約7,000人	約10.1万人

なお、対策を講じるに当たっては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 被害想定 of 推計に当たっては、過去にはなかった新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の効果、現在の医療体制、衛生状況等被害軽減要素を一切考慮していない。
- ② 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があることから、併せて特措法の対象とされている。
- ③ そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

6. 社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画及び府行動計画で想定されている例にならい、以下のような影響を本市の想定とする。

(1) 市民の25%が流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次罹患する。

罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。

(2) ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

【参考：新型インフルエンザ等対策が自然災害等や他の感染症対策と異なる点】

- ・ 新型インフルエンザ等の流行は、いずれは発生するが、その時期は予測不可能であり、その予兆を捉えることは困難である。
- ・ 新型インフルエンザ等の流行は全国で同時に発生することが予想されるため、自然災害のように被災していない地域からの応援を求めることは困難である。
- ・ 新型インフルエンザ等の被害は、数週間から数ヶ月の中長期に渡り発生することが想定される。
- ・ 医療従事者の感染リスクが最も高いことから医療体制の確保に影響を及ぼす。
- ・ ワクチンの必要量を確保するためには相当期間を要する。
- ・ 感染拡大を抑制するためには、行政や医療機関等関係機関のみならず、市民一人ひとりの正しい理解と協力が不可欠である。

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

国において、緊急事態宣言の指定区域の最小単位を原則として都道府県を想定していることから、本市行動計画で定める発生段階は府行動計画で示されている発生段階とする。なお、府行動計画では、発生時における各発生段階への移行時期につ

いては、必要に応じて国と協議の上、大阪府が判断するとしている。

本市においては、本市行動計画で定められた対策を大阪府が定める段階に応じて実施することとする。

なお、発生段階の期間は極めて短期間となる可能性もあり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。さらには、緊急事態宣言が発出された場合には、対策の内容も変化する。

頁	府行動計画の発生段階	状 態	政府行動計画の発生段階
31	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
39	府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
		国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態	国内発生早期
47	府内発生早期	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	国内感染期
55	府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
64	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

8. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ① 新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施す

る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

- ② 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部において基本的対処方針を決定する。

（２）大阪府の役割

- ① 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められる。
- ② 新型インフルエンザ等の発生前は、府行動計画、府ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止策等の対策に関し、府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府内の状況に応じて判断を行い、府行動計画等に基づき、対策を実施する。
- ④ 府内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、緊急事態措置を適切に講じる。
- ⑤ 市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

（３）本市の役割

- ① 市民に最も近い基礎自治体として、市民に対するワクチンの接種や新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援に関し、国が示す基本的対処方針を踏まえ、的確に対策を実施する。
- ② 対策を実施するに当たっては、大阪府や近隣市町村と緊密な連携を図る。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生前は、府行動計画や府行動計画等を踏まえ、市民の生活支援等の市町村が実施主体となる対策に関し、実情に応じた

マニュアル等を作成するなど、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。

- ④ 府対策本部が設置された場合は、本市対策本部を設置し、国及び大阪府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、本市の地域実情に応じた対策を進める。
- ⑤ 枚方寝屋川消防組合と連携して、患者の搬送体制を整備する。また、大阪府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。
- ⑥ 保健所設置市は、感染症法上、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められることから、大阪府と医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

【保健所の役割】

- ① 地域における対策の中心的役割を担い、所管内医療機関等と連携して情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。
- ② 新型インフルエンザ等の発生前には、所管内の状況に応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、市医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（大学附属病院、公立病院等を指す。以下同じ。）等から構成される災害医療対策会議を開催し、地域における対策を推進する。
- ④ 府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。
- ⑤ 速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。

（４）医療機関の役割

- ① 新型インフルエンザ等発生前には院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努める。
- ② 発生時において、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の診療体制も含めた、診療継続計画の策定等事前の準備に努める。

③ 各医療機関の役割に応じて、以下の対応をとる。

a 感染症指定医療機関(感染症法第 38 条)

府内発生早期においては、積極的に患者等を受け入れ、適切に医療の提供を行う。

b 指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関、公的医療機関及び協力医療機関

帰国者・接触者外来の開設や新型インフルエンザ等患者の積極的な受入れ等適切に医療の提供を行う。

c 一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関を指す。以下同じ。)

府内感染期においては、院内感染防止対策を行い、新型インフルエンザ等患者を受け入れ、適切に医療の提供を行う。

d 歯科医療機関

歯科救急の実施をはじめ適切に歯科医療を提供する。また、人工呼吸器を装着している新型インフルエンザ等患者については、病院との連携のもとに口腔ケアを行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

- ① 新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。
- ② あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、新型インフルエンザ等の発生時の業務の推進に備える。

(6) 登録事業者の役割

- ① 特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持するため、発生前から、職場における感染予

防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。

- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、事業を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。
- ② 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められる。

(8) 市民

- ① 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

9. 医療提供等における大阪府との役割分担の考え方

府行動計画では、特措法制定を契機に大阪府と保健所設置市との役割分担を整理したことから、本市行動計画においても、その役割分担を明記する。

(1) 情報収集・提供

＜1＞ サーベイランス

府内の感染状況の把握及び公表については、市民に、わかりやすく情報提供するという観点から、以下のとおり、大阪府感染症情報センター（以下「情報センター」という。）において府域一元的に対応する。

- ・ 府内未発生期以降小康期までの間で、サーベイランスが強化される期間内において、大阪府及び保健所設置市は、所管する保健所を経由して、患者全数、学校サーベイランスにより収集した新型インフルエンザ等発生情報を、毎日、情報センターに報告する。ただし、定点、入院サーベイランスは週報とする。
- ・ 患者全数は1日2回、学校サーベイランスの情報は、1日1回情報センターに報告し、情報センターにおいて集約・分析、公表する。
- ・ 発生状況の公表はホームページにおいて、府内全域分については情報センターが行い、保健所設置市は市域内分について行う。

＜2＞ 報道提供

- ① 大阪府は府内全域分、保健所設置市は市域分の状況について報道提供する。
(令和2年流行の新型コロナウイルス感染症の場合は、大阪府が一元化して公表を実施)
- ② 報道提供を行う際には、相互に連携し、同時刻に同時点の情報を提供する。
- ③ 感染拡大時期に患者発生数を報道提供する際は、毎日2回、定刻に提供する。
- ④ 記者会見、ブリーフィング等の実施は府に一元化するが、府内初発例や死亡事案、大規模感染等重大事案については、大阪府と調整のうえ、保健所設置市においても同時に実施する。
- ⑤ 記者会見等の実施にあたっては、国や大阪府との連携について十分留意する。

(2) まん延防止

- ① 感染症法に基づき実施する9項目(P19参照)については、大都市特例により、大阪府及び保健所設置市が実施する。
- ② 特措法第24条第9項に基づく、府対策本部長の権限である公私の団体又は個人に対する協力要請、及び第45条に基づく特定都道府県知事の権限である市民に対する外出の自粛、施設等の使用制限等にかかる要請等は、必要に応じ保健所設置市の意見を聴取し、大阪府が実施する。

(3) 医療体制の整備

- ① 感染症法第 38 条第 2 項に基づく、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関の指定及びこれに付随する事務は、大阪府が実施する。
- ② 特措法第 2 条第 7 項に基づく指定地方公共機関（医療機関）の指定及びこれに付随する事務は、事前に保健所設置市と情報交換等を行い、大阪府が実施する。
- ③ 特措法第 31 条に基づく医療等の提供にかかる要請又は指示及びこれに付随する事務は、大阪府が実施する。
- ④ 特措法第 31 条の 2 に基づく臨時の医療施設を開設するときは、大阪府が保健所設置市と協議し、保健所設置市の協力のもとで大阪府が実施する。
- ⑤ 帰国者・接触者外来、入院医療機関の整備は、大阪府及び保健所設置市が、それぞれ保健所の所管区域内について、大阪府が登録する協力医療機関をベースに実施する。

(4) 大阪府との連携

- ① 保健所設置市は、大阪府が特措法第 22 条第 1 項に基づく対策本部を立ち上げたときは、速やかに対策本部（任意の対策本部を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。
- ② 大阪府は、新型インフルエンザ等発生前から保健所設置市との連携を強化するため、適宜、連絡会議を開催する。

(5) 特措法における保健所が担う主な役割

- ① 特措法に基づき、保健所設置市が所管する保健所が担う役割は、概ね府保健所と同様とする。
- ② 保健所の所管区域を超えて調整が必要な場合（保健所間での水平連携が可能な場合はできる限り当事者間で調整）や、他部局所管事業との連携が必要な場合には、大阪府及び本市の担当各課が必要な情報の提供や調整等を行う。

保健所の役割の概要	
保健所の所管区域内における体制整備	
災害医療対策会議	・災害医療対策会議を開催し、所管区域内の実情に応じた医療や搬送体制の整備を推進するとともに、庁内関係部局や医療関係団体等地域の関係者と情報共有及び連携体制を構築する。
事前の整備	
帰国者・接触者外来の設置に関する こと	・帰国者・接触者外来（概ね、人口 10 万人に 1 か所）を設置する医療機関や臨時に外来を開設することができる公共施設等のリストを作成する。
府内感染期における医療の確保に関する こと	・保健所の所管区域内の医療機関における、入院可能病床数（定員超過入院病床数等を含む）を把握し、府内感染期以降に重症者の入院に使用可能な病床数を確認する。 ・一般の医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。 ・院内感染防止に関する情報を提供する。
病診連携、病病連携の構築の推進に関する こと	府内感染期において、医療の提供が適切に行えるよう保健所の所管区域内の医療機関の連携体制構築を推進する。 【参考：病診連携等の想定例】 ・地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医師が協力する病診連携等 ・軽症患者は診療所、重症患者は病院という役割分担の調整 ・病床が不足した医療機関から受入可能な医療機関への患者誘導調整 ・ハイリスク患者（妊産婦、透析患者等）への対応 ・公的医療機関等による入院の優先的受入
在宅療養の支援体制の構築に関する こと	【参考：支援内容の想定例】 ・発生時における、在宅療養者への訪問診療の確保 ・医療機関の収容能力を超えた場合、軽症の患者を在宅療養に切り替えたときの訪問診療の確保支援

臨時の医療施設の設置に関すること	・医療機関の収容能力を超えたときに備え、医療施設以外の施設での医療の提供体制（施設・人員等）について検討し、大阪府や医療機関等と調整を図る。
その他	・がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて、原則として新型インフルエンザ等の初診患者を受け入れない医療機関の設定を検討する。 ・保健所の所管区域内の社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
発生期における役割	
サーベイランスに関すること	・季節性インフルエンザについて行っている患者発生（定点）、ウイルス、入院、学校サーベイランスは、府内未発生期以降、追加、強化される。保健所はそれらの情報の一部を毎日、もしくは1日2回情報センターへ報告する。
帰国者・接触者外来に関すること	・事前に準備したリストに基づき、医療機関に対し帰国者・接触者外来の開設について連絡する。 ・開設に必要な物品等を配布する。
府内発生早期以降における感染症法に係る対応	以下の9項目について、各発生段階において選択的に実施する。 ①健康監視（積極的疫学調査・検体搬送等含む）（第15条、第44条の3） ②検疫所長との連携・健康監視（第15条の2、3） ③健康診断（第17条） ④就業制限（第18条） ⑤入院勧告（第19条、第20条） ⑥移送（第21条） ⑦消毒（第27条） ⑧汚染の疑いのある物件に係る措置（第29条） ⑨死体の移動制限等（第30条）

府内感染期における医療体制に関すること	・ 病診連携・病病連携等への支援 ・ 在宅療養の支援 ・ 臨時の医療施設の設置に関する調整
抗インフルエンザ薬の予防投与	・ 府内未発生期においては、大阪府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、予防投与を行う。 ・ 府内発生早期においては、同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。

10. 本市行動計画の主要 6 項目及び横断的留意点

政府行動計画及び府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を立案している。

本市行動計画においても、政府行動計画及び府行動計画との整合性を確保し、以下の 6 項目を主要な対策として位置付ける。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・サーベイランス
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 市民生活の安定の確保(支援政策を含む)

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。

(1) 実施体制

- ① 新型インフルエンザ等の発生前から、事前準備の進捗を確認し、関係部局

等の連携を確保しながら、庁内一体となった取組を推進する。

- ② 庁内各部局においては、大阪府や関係機関等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。
- ③ 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、新型インフルエンザ等対策情報収集班（以下「情報収集班」という。）を編成し、情報収集を行う。
- ④ 国内で新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、副市長を本部長とする新型インフルエンザ等対策警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報の収集・伝達・事前準備を行う。
- ⑤ 府対策本部が設置されたときは、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに市長を本部長とする本市対策本部を設置する。（国内で緊急事態宣言が発出された場合、直ちに設置）（特措法第34条第1項）
なお、府対策本部が設置される前においても、本部長の判断に基づき、任意の本市対策本部を設置することがある。
- ⑥ 本部長は、本市対策本部に必要な応じて有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取する。

（２）情報収集・サーベイランス

新型インフルエンザ等対策を適時適切に、効果的に実施するためには、多様なサーベイランスにより、各発生段階において、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、新感染症に対するサーベイランスは現時点では行われていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

- ① 海外で発生した時期（府内未発生期）から国内の患者数が限られている期間（府内発生早期）は、患者の臨床像等の特徴を把握する必要があるため、患者の全数把握等サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。
- ② 国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点（府内感染期）では、患者の全数把握はその意義が低下

し、また医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

- ③ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

（３）情報提供・共有

＜１＞ 基本的考え方

A 情報提供・共有の目的

- ① 市民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、大阪府、本市、医療機関、事業者、個人の各々が自らの役割を認識するとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間等でのコミュニケーションが必須である。
- ② 一方向による情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。

B 情報提供手段の確保

外国人、障害者、高齢者といった方々にも解りやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う必要がある。

＜２＞ 発生前における市民等への情報提供

- ① 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、市民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。
- ② 特に児童生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係部局が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要であ

る。

＜３＞ 発生時における市民等への情報提供及び共有

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ解りやすい情報提供を行う。
- ② 市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。
- ③ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、大阪府や医療関係機関等と連携・協力して、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。
- ④ 市民に対する情報提供を行う手段として、広報誌やホームページ等を活用する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

＜４＞ 情報提供体制について

- ① 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。
- ② 対策の実施主体となる部局等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、情報収集班、警戒本部、あるいは本市対策本部が調整する。
- ③ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための説明を行うとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活かす。

(4) 予防・まん延防止

＜1＞ 目的

流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限にとどめることにより、医療体制の破綻を回避し、市民に必要な医療を適切に提供する体制を維持することを目的とする。

＜2＞ 主な感染拡大防止策

- ① 個人レベルの対策として、未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る必要がある。
- ② 地域対策及び職場対策については、府内発生の初期の段階から、個人レベルの対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。
- ③ 緊急事態宣言が発出され、大阪府が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

＜3＞ 予防接種

新型インフルエンザ対策におけるワクチンには、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

プレパンデミックワクチンについては、国において、一定量の備蓄が行われているが、プレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

パンデミックワクチンについては、新型インフルエンザ発生後、国が研究・開発することとなっているが、その製造に一定期間を要すること等から、ワクチンが確保されるまでの感染拡大防止策等については、今後、策定するマニュアル等において整備していく。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

A 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

a 対象

- ・登録事業者のうち、一定の業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

b 接種順位

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、事前に「参考資料 1 (P. 67)」のとおり整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④ それ以外の事業者

c 接種体制

- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団的接種により接種を実施する接種体制の構築が登録の要件とされる。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。

B 住民に対する予防接種

- ① 特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が発出されている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。
- ② 一方、緊急事態宣言が発出されていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。
- ③ 住民に対する予防接種については、本市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施することとし、大阪府の支援を受けて接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

【参考：国における住民接種の接種順位の考え方】

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しているが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。

① 医学的ハイリスク者

呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

② 小児

1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

③ 成人・若年者

④ 高齢者

ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる 65 歳以上の者

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、一方で、緊急事態宣言が発出された場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条第 2 項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な見解を踏まえ決定される。

a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ① 医学的ハイリスク者 ② 成人・若年者 ③ 小児 ④ 高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ① 医学的ハイリスク者 ② 高齢者 ③ 小児 ④ 成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者

b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
 - ① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者

c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合

(高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者

(5) 医療

＜1＞ 基本的考え方

- ① 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- ② 地域の医療体制の整備に当たって、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。
- ③ 府内感染期には、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者に対する医療の提供を行うことから、医療関係者に対し、感染症に関する研修を行うなど人材育成に努めるとともに、医療機関に対して院内感染対策について情報提供を行う等受入体制の充実を図る必要がある。

＜2＞ 発生前における医療体制の整備

- ① 大阪府との適切な役割分担のもと、保健所圏域等を単位とし、保健所を中心として、地域の関係者と密接に連携を図りながら本市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ② あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する予定の医療機関及び休日診療所といった公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

＜3＞ 発生時における医療体制の維持・確保

- ① 府内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、患者等を感染症指定医療機関もしくはは

協力医療機関等に入院させる。このため、保健所は、感染症病床等の利用について事前に発生時の入院体制について検討しておく。

- ② 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、府内発生早期までは、医療機関に依頼して帰国者・接触者外来を設置し、診療を行う。
- ③ 並行して、帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。
- ④ 新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全医療機関において、院内感染対策を講じる。
- ⑤ 医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うこととし、万が一、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- ⑥ 府内感染期に移行したときは、帰国者・接触者外来を設置する診療体制から、一般の医療機関での診療体制に切り替える。
- ⑦ 患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける等、医療体制の確保を図る。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、保健所において、事前に管内の状況を把握し、感染拡大期における活用方策について検討するとともに、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。
- ⑧ 医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市医師会・病院等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。
- ⑨ 既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、関係機関と連携し、大阪府と協力して臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制を確保する必要がある。

(6) 市民生活の安定の確保

- ① 新型インフルエンザ等は、多くの市民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

- ② このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活への影響を最小限にするため、特措法に基づき、事前に十分準備を行うことが重要である。
- ③過去に実施した市民生活への支援や社会活動に関する政策を参考として、現状に適合した具体的な支援策の実施について、早期に検討を開始し、立案実施して行く。

【参考資料】 3 「これまでに実施した市民や事業者に対する主な支援等」を参照

Ⅲ 各発生段階における対策

本項では、P. 11 の発生段階に基づき、本市行動計画の主要 6 項目ごとに各部局がとるべき対応を記載している。ただし、新型インフルエンザ等発生時の対応は想定どおりに進まないことも考えられるため、新たに発生した内容については、その都度、その内容に係る関係部局間で調整を行うものとする。

1. 未発生期

状態
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。
目的： 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 市内発生 of 早期確認に努める。
対策の考え方： 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、国や大阪府、関係団体等との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

＜1＞ 行動計画の策定

特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画を策定し、必要に応じて見直す。

＜危機管理部・健康福祉部＞

＜2＞ 体制の整備及び連携強化

- ① 庁内の取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた業務継続計画（各部版含む）を作成する。

- ② 大阪府等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ③ 大阪府の支援を受けて、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、職員等を養成する。
- ④ 大阪府が府対策本部を立ち上げたときに備えて、速やかに本市対策本部（任意の対策本部を含む。）を立ち上げられるよう体制を整備する。

＜危機管理部・健康福祉部・全部局＞

- ⑤ 災害医療対策会議を開催し、医療関係団体等地域の関係者と密接に連携を図りながら情報共有を行う。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所＞

（２）情報収集・サーベイランス

＜１＞ 情報収集

国及び大阪府等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所＞

＜２＞ サーベイランス

市内のインフルエンザの感染状況を把握するため、日ごろから医療機関等の協力のもと季節性インフルエンザに対するサーベイランスを実施する。

A 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）

インフルエンザに関して、市内の指定医療機関から患者発生の動向調査を行い、市内の流行状況について把握するとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、全国的な流行状況の把握に寄与する。

＜健康福祉部・保健所＞

B ウイルスサーベイランス

市内の病原体定点医療機関の協力のもと、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握するとともに、府立公衆衛生研究所を経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内におけるウイルスの性状の把握に寄与する。

＜健康福祉部・保健所＞

C 入院サーベイランス

インフルエンザによる入院患者及び死亡者数の発生動向を調査し、市内における重症化の状況を把握するとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内における重症化の状況の把握に寄与する。

＜健康福祉部・保健所＞

D 学校サーベイランス

市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努めるとともに、情報センターを経由して国立感染症研究所にデータを送付し、国内における感染拡大の早期探知に寄与する。実施期間は国の通知に基づく。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・子ども未来部・学校教育部＞

＜3＞ 調査研究

新型インフルエンザ等の府内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国及び大阪府との連携等の体制整備を図る。

＜健康福祉部・保健所＞

（3）情報提供・共有

＜1＞ 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を活用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・全部局＞

＜2＞ 体制整備等

広報体制整備等の事前の準備として以下を行う。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。

- ・提供内容：対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化
 - ・広報媒体：テレビやラジオ、新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じて、複数の媒体・機関等の活用
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を構築する。
- ③ 常に情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。

＜危機管理部・市長公室・健康福祉部・保健所＞

- ④ 大阪府や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。
- さらに、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
- ⑤ 大阪府の要請により、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、市のコールセンター等の設置、及び情報提供体制の準備を進める。

＜危機管理部・市長公室・総務部・健康福祉部・福祉事務所・保健所＞

（４）予防・まん延防止

＜１＞ 対策実施のための準備

A 個人、事業所等における対策の普及

大阪府、学校・保育施設、福祉施設、事業所等とともに、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。

a 基本的な感染予防対策例

- ・マスク着用
- ・手洗い
- ・うがい
- ・人混みを避ける等
- ・咳エチケット

b 海外で発生した場合や国内で発生が確認されている場合において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例

- ・帰国者・接触者相談センターに連絡する。

- ・感染を広げないように不要不急な外出を控える。
- ・マスクの着用等の咳エチケットを行う等。

＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部・保健所・全部局＞

B 国や大阪府と連携し、緊急事態宣言発出時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、市民の理解促進を図る。

＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部・保健所・全部局＞

＜2＞ 地域対策及び職場対策の周知

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に実施する個人における対策のほか、職場における感染防止対策（季節性インフルエンザ対策と同様）について周知準備を行う。

＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部・保健所・全部局＞

- ② 大阪府に協力して、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部・保健所＞

＜3＞ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、保健所において入国者（航空機同乗者等）に対して健康観察、疫学調査を行うこととなるため、平時から検疫所との間で訓練や研修会を実施するなど連携を図る。

＜健康福祉部・保健所＞

＜4＞ 予防接種

A 特定接種

- ① 厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・全部局＞

- ② 特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。

＜総務部・健康福祉部・保健所・総合教育部・

上下水道部・市立病院・市議会事務局＞

B 住民に対する予防接種

- ① 国及び大阪府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3

項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。

② 円滑な接種の実施のために、国及び大阪府の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本市域以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

③ 速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

＜健康福祉部・保健所・総合教育部＞

（５）医療

＜１＞ 地域医療体制の整備

① 発生時において、帰国者・接触者外来の開設や入院患者を受け入れる医療機関を確保するため、医療体制を整備する。

② 一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備等感染防止対策を進めるよう要請する。

＜健康福祉部・保健所＞

＜２＞ 府内感染期に備えた医療の確保

以下の点に留意して、府内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

① 国及び大阪府と連携して、保健所を通じ、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成支援に努める。

② 地域の実情に応じ、保健所を通じ、感染症指定医療機関や協力医療機関等のほか、指定地方公共機関を含む中核的医療機関または公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。

③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。

④ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、大阪府が臨時の医療施設等で医療を提供することを検討するにあたって協力する。

- ⑤ 大阪府が行う臨時の医療施設等として転用できる施設の調査及びリスト化の検討に協力する。
- ⑥ 地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定を検討する。
- ⑦ 保健所を通じ、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑧ 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。

＜健康福祉部・保健所・市立病院＞

＜３＞ 研修等

国及び大阪府と連携し、医療従事者等関係者に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

＜健康福祉部・保健所＞

＜４＞ 医療資器材の整備

- ① 必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄、整備する。
- ② 医療機関が必要な医療資器材を整備するよう要請する。

＜健康福祉部・保健所＞

（６）市民生活の安定の確保

＜１＞ 要援護者への生活支援

府内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、大阪府と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

＜危機管理部・健康福祉部・福祉事務所・保健所＞

＜２＞ 火葬能力等の把握

大阪府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等に

についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

＜環境部＞

＜3＞ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備等を整備する。

＜危機管理部・健康福祉部＞

2. 府内未発生期

状態
・海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内のいずれかの地域で発生した状態。 ・府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。
目的： 1) 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、府内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 府内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国及び大阪府等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 府内で発生した場合には早期に発見できるよう情報収集体制を強化するほか、市内のサーベイランスを強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、府内発生に備え、国及び大阪府からの情報提供を受け、府内発生した場合の対策の準備を行うとともに、市民に対し、対策についての的確な情報提供を行い、準備を促す。 5) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、府内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

<1> 情報収集班

海外において新型インフルエンザ等が発生した場合には、情報収集班を編成し、情報の集約・共有・分析を行う。

<危機管理部・健康福祉部・保健所・市立病院>

＜２＞警戒本部等

- ① 国内において新型インフルエンザ等が発生しているが、政府対策本部がまだ設置されていない場合には、警戒本部を設置し、情報の収集・共有を図るとともに、本市対策本部の設置に向けた準備を進める。

＜危機管理部・市長公室・総合政策部・総務部・健康福祉部・

保健所・子ども未来部・環境部・上下水道部・総合教育部・市立病院・＞

- ② 災害医療対策会議を開催し、府内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。
- ③ 府対策本部が立ち上がったときは、速やかに本市対策本部（任意の本部を含む。）を立ち上げる。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所＞

（２）情報収集・サーベイランス

＜１＞情報収集

未発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・市立病院＞

＜２＞サーベイランス体制の強化

市内における感染を速やかに探知できるよう、海外発生の段階から、あらかじめ常時サーベイランスの体制を強化する。

また、サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から保健所等に報告を求めるとともに、その原因等について迅速に調査を行う等、体制を強化する。

A 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）

定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生状況から感染拡大の動向を把握する。

＜健康福祉部・保健所＞

B 強化ウイルスサーベイランス

新型インフルエンザが発生した場合、通常のウイルスサーベイランスに加

え、強化学校サーベイランス及び全数把握患者等でのウイルス検査を府立公衆衛生研究所に依頼することで、速やかに抗原性や抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、また病原性の変化をチェックできるようにする。

＜健康福祉部・保健所＞

C 入院サーベイランス

インフルエンザ様症状を呈して入院した患者の検体を検査することで、新型インフルエンザと診断された入院患者を把握し、重症患者の発生状況や病原性の変化等を見極められるようにする。

＜健康福祉部・保健所＞

D 強化学校サーベイランス

通常の学校サーベイランスの報告施設を大学、短大にまで拡大し（国内 感染期では中止）、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）の状況及び欠席者数を把握する。

また、集団発生の報告があった場合は、可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得て PCR 検査等を行う。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・子ども未来部・学校教育部＞

E 全数把握の開始

新型インフルエンザ患者を早期に発見し、発生当初の新型インフルエンザの拡大を防ぐとともに、患者の臨床像等の特徴を把握するため、医療機関に新型インフルエンザ患者の届出を求め、全数把握を開始する。

＜健康福祉部・保健所＞

（３）情報提供・共有

＜１＞ 情報提供

① 市民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。

- ・提供内容：海外での発生状況、現在の対策、府内で発生した場合に必要な対策等（対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化）
- ・広報媒体：テレビやラジオ、新聞等のマスメディアの活用。

- ・ 直接提供：市ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用。

(例)Twitter や Facebook などの SNS、メールマガジン等

- ② 情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口の一本化を実施する。

＜危機管理部・市長公室・健康福祉部・保健所＞

- ③ 対策の実施主体となる各部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、情報収集班、警戒本部あるいは本市対策本部（任意の場合を含む。）が調整する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・全部局＞

＜２＞ 情報共有

情報収集班、警戒本部あるいは本市対策本部（任意の場合を含む。）は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を庁内各部と共有する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・全部局＞

＜３＞ コールセンター等の設置

- ① 大阪府からの要請に応じて、国等が配布した Q & A 等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。
- ② 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、以後の情報提供に反映する。

＜危機管理部・市長公室・総務部・健康福祉部・福祉事務所・保健所＞

（４） 予防・まん延防止

＜１＞ 市内での感染拡大防止策の準備

- ① 国及び大阪府と相互に連携し、保健所を通じ、府内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく以下の準備を進める。
 - ・ 患者への対応（治療・入院措置等）
 - ・ 患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

- ② 国及び大阪府と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。

＜健康福祉部・保健所＞

＜2＞感染症危険情報の発出等

国が発出した感染症危険情報を受け、大阪府とともに、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。

＜危機管理部・市長公室・健康福祉部・保健所＞

＜3＞水際対策

○ 検疫所との連携強化

新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、検疫所において海外渡航者に対する検疫が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留施設の確保に係る情報提供などの対策に対して協力を行うほか、航空機同乗者等の健康観察などを行う。

＜健康福祉部・保健所＞

＜4＞予防接種

A 特定接種

基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、特定接種を行う。

＜総務部・健康福祉部・保健所・総合教育部・

上下水道部・市立病院・市議会事務局＞

B 住民に対する予防接種

事前に行動計画に定めた接種体制により、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

＜健康福祉部・保健所・総合教育部＞

（5）医療

＜1＞新型インフルエンザ等の症例定義の関係者への周知

国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。

＜健康福祉部・保健所＞

＜２＞ 帰国者・接触者相談センターの設置・周知

- ① 帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

＜危機管理部・市長公室・総務部・健康福祉部・保健所＞

＜３＞ 医療体制の整備

以下の医療体制を整備する。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性が、それ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うため、あらかじめ指定する医療機関に対し、帰国者・接触者外来を開設するよう要請する。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、全医療機関において院内感染対策を講じるよう要請する。
- ③ 府内感染期における一般の医療機関での診療開始に備え、院内感染防止策を講じるよう要請する。
- ④ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を府立公衆衛生研究所等に搬送し、府立公衆衛生研究所等は亜型等の同定を行う。国立感染症研究所は、それを確認する。
- ⑥ 感染者の入院治療に対応するため、感染症指定医療機関や協力医療機関等に患者の受け入れのための準備を要請する。
- ⑦ 感染が拡大して重症者が増えた場合に備えて、一般の医療機関においても院内感染対策を講じた入院病床を確保しておくことが必要であることから、保健所において、どれだけの受入可能な病床数が確保できるかを把握するとともに、地域の医療機関に対して、受入数の拡充について協力を求める。

- ⑧ あらかじめ把握している、透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関を確認する。

＜健康福祉部・保健所＞

＜4＞ 医療機関等への情報提供

新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

＜健康福祉部・保健所＞

＜5＞ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与

国及び大阪府と連携し、大阪府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用し、患者の同居者、医療従事者に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

＜健康福祉部・保健所＞

＜6＞ 患者の搬送・移送体制の確立

患者発生に備えて、消防機関と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送体制の確立を図る。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所＞

（6）市民生活の安定の確保

＜1＞ 事業者の対応

大阪府とともに、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。

＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部・保健所＞

＜2＞ 遺体の火葬・安置等

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

＜環境部＞

＜3＞ 市民・事業者への呼びかけ

- ① 大阪府とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じな

いよう要請する。 <市長公室・市民生活部・観光にぎわい部>

- ② 市民に対し、外出自粛等に備え、食料品や生活必需品等を適切に備蓄するよう呼びかける。 <市長公室・市民生活部>

<4> 社会機能の維持に向けた政策【立案及び実施】

市民生活・事業者に対する支援策の具体的な実施。

- ① 給付金、助成金、支援物品の支給や支援貸付
- ② 納税等の支払い期限の延長、支払い猶予・減免
- ③ 生活維持に関する各種相談窓口の設置
- ④ その他、市民が生活維持に必要な事項の実施
- ⑤ 事業者に対する具体的な支援策の実施

<危機管理部・総合政策部・市民生活部・
観光にぎわい部・健康福祉部・全部局>

3. 府内発生早期

状態
・府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的： 1) 府内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 2) 政府対策本部が大阪府に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策を講じる。 3) 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、市民に対し、積極的な情報提供を行う。 4) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、府内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 5) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 6) 府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 7) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

＜1＞ 緊急事態宣言の発出

- ① 緊急事態宣言は、政府対策本部長が緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会に混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

- ② 緊急事態措置を実施すべき期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。
- ③ 区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
- ④ 緊急事態宣言が発出された場合、市町村は市町村対策本部を速やかに設置する。

＜２＞本市対策本部の開催

本市対策本部（任意の本部を含む。）を開催し、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

＜危機管理部・健康福祉部・全部局＞

＜３＞災害医療対策会議の開催

災害医療対策会議を開催し、対策の強化を図る。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所＞

（２）情報収集・サーベイランス

＜１＞情報収集

引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・市立病院＞

＜２＞サーベイランス体制の強化

- ① 府内未発生期に引き続き、医療機関等の協力を得て、以下のサーベイランスを実施する。

- ・患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）
- ・強化ウイルスサーベイランス
- ・入院サーベイランス
- ・強化学校サーベイランス

（国内感染期には短大、大学への報告施設の拡大は中止）

- ・新型インフルエンザ患者の全数把握

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・子ども未来部・学校教育部＞

- ② 国が、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために実施する、新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力する。
- ③ 国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国及び大阪府と連携し、必要な対策を実施する。

＜健康福祉部・保健所＞

＜3＞ 調査研究

市内で発生した患者について、初期の段階において、国から積極的疫学調査チームが派遣された場合は、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。

＜健康福祉部・保健所＞

（3）情報提供・共有

＜1＞ 情報提供

- ① 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう以下について周知する。
- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
 - ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）
- ③ 学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ④ 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・全部局＞

＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部・保健所・子ども未来部・学校教育部＞

＜危機管理部・市長公室・健康福祉部・保健所＞

- ⑤ 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、以後の情報提供に反映する。

＜危機管理部・市長公室・健康福祉部・保健所＞

- ⑥ 患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準及び手法により、大阪府と連携して公表する。

＜市長公室・健康福祉部・保健所＞

- ⑦ 感染の拡大を防ぐため、保健所を通じ、必要な患者の情報を関係先に伝達して濃厚接触者の調査や臨時休業の要請等を行う。その場合に、可能な限り患者本人（未成年の場合は保護者）の同意を得るよう努めるものとする。

＜健康福祉部・保健所＞

＜2＞ 情報共有

本市対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各部局においても共有する。

＜危機管理部・総務部・健康福祉部・保健所・全部局＞

＜3＞ コールセンター等の体制の充実・強化

国等から配布されるQ&A改定版等を活用するとともに、コールセンター等の体制を充実・強化する。

＜危機管理部・市長公室・総務部・健康福祉部・福祉事務所・保健所＞

（4）予防・まん延防止

＜1＞ 市内での感染拡大防止策

- ① 国及び大阪府と連携し、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（積極的疫学調査、外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行う。

＜健康福祉部・保健所＞

- ② 業界団体等を經由又は直接、市民、事業者等に対して、大阪府とともに次の要請を行う。

- ・市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の実施を要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。
- ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部・保健所・土木部＞

＜2＞ 市民への予防接種

市民への接種（予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種）の実施については、国が発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮ったうえで決定する。

さらに、市民への接種順位については、国が接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報も踏まえて決定する。

- ① パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。
- ② 市民に対し、接種に関する情報を提供する。
- ③ 接種の実施に当たり、国及び大阪府と連携して、概ね市内1小学校区に1ヶ所の接種会場（基本的に市内小学校を接種会場とする）を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

＜健康福祉部・保健所・総合教育部＞

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

＜1＞ 外出制限

大阪府が特措法第45条第1項に基づき、住民に対し潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだ

りに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請することに、適宜協力する。

＜危機管理部・市長公室・健康福祉部・保健所・全部局＞

＜2＞ 施設の使用制限

大阪府が特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに、適宜協力する。

＜危機管理部・健康福祉部・子ども未来部・学校教育部＞

＜3＞ 施設の使用制限等（＜2＞以外の施設）

- ① 大阪府が特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。
- ② 大阪府が、特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。

＜危機管理部・市民生活部・観光にぎわい部

・健康福祉部・保健所・総合教育部＞

＜4＞ 住民接種

基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

＜健康福祉部・保健所・総合教育部＞

（5）医療

＜1＞ 府内未発生期に引き続いての医療体制の整備

帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。

＜健康福祉部・保健所＞

＜２＞ 患者への対応等

国及び大阪府と連携し、以下の対策を行う。

- ① 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ② 必要と判断した場合には、府立公衆衛生研究所等において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。
- ③ 全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。
- ④ 新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、国及び大阪府と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に移送することを消防機関に要請する。

＜健康福祉部・保健所・市立病院＞

＜３＞ 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

＜健康福祉部・保健所＞

＜４＞ 一般の医療機関での診察への移行

患者等が増加してきた場合においては、国の要請に基づき、帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関（あらかじめ新型インフルエンザ等の診療を行わないこととする医療機関を除く。）でも診療する体制に移行する。

＜健康福祉部・保健所＞

(6) 市民生活の安定の確保

＜1＞ 事業者の対応

大阪府とともに、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。

＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部・保健所＞

＜2＞ 市民・事業者への呼びかけ

大阪府とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

＜市長公室・市民生活部・観光にぎわい部＞

＜3＞ 社会機能の維持に向けた政策【立案及び実施】

市民生活・事業者に対する支援策の具体的な実施。

- ① 給付金・助成金、支援物品の支給や支援貸付
- ② 納税等の支払い期限の延長、支払い猶予・減免
- ③ 生活維持に関する各種相談窓口の設置
- ④ その他、市民が生活維持に必要な事項の実施
- ⑤ 事業者に対する具体的な支援策の実施

＜危機管理部・総合政策部・市民生活部・
観光にぎわい部・健康福祉部・全部局＞

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

＜1＞ 水の安定供給

業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

＜上下水道部＞

＜２＞ サービス水準に係る市民への呼びかけ

大阪府とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

＜危機管理部・市長公室・市民生活部・観光にぎわい部＞

＜３＞ 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視する。

＜市長公室・市民生活部・観光にぎわい部＞

- ② 必要に応じ、小売・卸売業者に事業継続を要請するとともに、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

＜市民生活部・観光にぎわい部＞

4. 府内感染期

状態
・府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなかった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的： 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活への影響を最小限に抑える。
対策の考え方： 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 2) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負荷を軽減する。 4) 医療体制の維持に全力を尽くして、健康被害を最小限にとどめる。 5) 欠勤者の拡大が予測されるが、市民生活への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 6) 医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早急に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。

(1) 実施体制

① 大阪府と連携し、本市対策本部（任意の本部を含む）において今後の対策を決定する。

＜危機管理部・健康福祉部・全部局＞

② 必要に応じ、災害医療対策会議を開催し、対策を推進する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所＞

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

＜1＞ 本市対策本部の設置

緊急事態宣言が発出された場合、速やかに本市対策本部を設置し、市域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進を図る。

＜危機管理部・健康福祉部・全部局＞

＜2＞ 他の地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなかった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。

＜危機管理部・総務部・健康福祉部＞

（2）情報収集・サーベイランス

＜1＞ 情報収集

引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・市立病院＞

＜2＞ サーベイランス

A 全数把握

- ① 国内での報告数が数百例に達し、府内においても感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者の全数把握の継続について検討し、大阪府の判断により中止もしくは継続を決定する。
- ② 中止の時期は、府内の患者数や感染ルートの把握状況等の感染状況、症例の特徴、入院患者数や重症化の特徴等を踏まえ、大阪府が判断する。

＜健康福祉部・保健所＞

B その他のサーベイランス

- ① 患者発生サーベイランス（定点サーベイランス）、入院サーベイランスは継続し、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻

す。

- ② 国から提供されたりアルタイムの国内の発生状況をもとに、国及び大阪府と連携し、必要な対策を実施する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・子ども未来部・学校教育部＞

（３）情報提供・共有

＜１＞ 情報提供

- ① 引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに市民に情報提供する。
- ② 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。
- ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること
 - ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）
- ＜危機管理部・健康福祉部・保健所・全部局＞
- ③ 学校・保育施設、福祉施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部・保健所・子ども未来部・学校教育部＞
- ④ 市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。
- ＜危機管理部・市長公室・健康福祉部・保健所＞
- ⑤ 市民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、以後の情報提供に反映する。
- ＜危機管理部・市長公室・健康福祉部・保健所＞
- ⑥ 患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準及び手法により、大阪府と連携して公表する。

＜市長公室・健康福祉部・保健所＞

＜２＞ 情報共有

本市対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各課においても共有する。

＜危機管理部・総務部・健康福祉部・保健所・全部局＞

〈3〉コールセンター等の継続

コールセンター等の運営を継続する。

＜危機管理部・市長公室・総務部・健康福祉部・福祉事務所・保健所＞

(4) 予防・まん延防止

〈1〉市内での感染拡大防止策

① 業界団体等を経由又は直接、市民、事業者等に対して、大阪府とともに次の要請を行う。

- ・市民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の実施を要請する。
- ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。

② 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。

＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部・保健所・土木部＞

③ 医療機関に対し、府内感染期となった場合は患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。

＜健康福祉部・保健所＞

④ 患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

＜健康福祉部・保健所＞

〈2〉予防接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

＜健康福祉部・保健所・総合教育部＞

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出され、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

＜１＞ 外出制限

大阪府が特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請することに、適宜協力する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・全部局＞

＜２＞ 施設の使用制限

大阪府が特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行うことに、適宜協力する。

＜危機管理部・健康福祉部・子ども未来部・学校教育部＞

＜３＞ 施設の使用制限等（＜２＞以外の施設）

- ① 大阪府が特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。
- ② 大阪府が、特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行うことに、適宜協力する。

＜危機管理部・市民生活部・観光にぎわい部・
健康福祉部・保健所・総合教育部＞

＜４＞ 予防接種

特措法第 46 条に基づく住民接種を進める。

＜健康福祉部・保健所・総合教育部＞

(5) 医療

＜1＞ 患者への対応等

国及び大阪府と連携し、以下の対策を行う。

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、あらかじめ新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断した場合の医師による処方箋の発行、ファクシミリ等による送付について、国が示す対応方針を周知する。
- ・ 医療機関に対し、従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認するよう要請し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。

＜健康福祉部・保健所＞

＜2＞ 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

＜健康福祉部・保健所＞

＜3＞ 在宅で療養する患者への支援

国及び大阪府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所＞

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出され、市内の医療機関が不足している場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、大阪府と連携し、臨時の医療施設を設置、及び医療を提供する。

＜健康福祉部・保健所＞

（６）市民生活の安定の確保

＜１＞事業者の対応

大阪府とともに、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。

＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部・保健所＞

＜２＞市民・事業者への呼びかけ

大阪府とともに、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

＜市長公室・市民生活部・観光にぎわい部＞

＜３＞社会機能の維持に向けた政策【立案及び実施】

市民生活・事業者に対する支援策の具体的な実施。

- ① 給付金・助成金、支援物品の支給や支援貸付
- ② 納税等の支払い期限の延長、支払い猶予・減免
- ③ 生活維持に関する各種相談窓口の設置
- ④ その他、市民が生活維持に必要な事項の実施
- ⑤ 事業者に対する具体的な支援策の実施

＜危機管理部・総合政策部・市民生活部・
観光にぎわい部・健康福祉部・全部局＞

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

＜１＞ 業務の継続等

国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・全部局＞

＜２＞ 水の安定供給

業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

＜上下水道部＞

＜３＞ サービス水準に係る市民への呼びかけ

大阪府とともに、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

＜市長公室・市民生活部・観光にぎわい部＞

＜４＞ 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売・卸売業者に事業継続を要請する。

＜市長公室・市民生活部・観光にぎわい部＞

- ② 生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

＜市民生活部＞

- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。

＜市長公室・市民生活部・観光にぎわい部＞

＜５＞ 要援護者への生活支援

大阪府の要請に応じ、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

＜危機管理部・健康福祉部・福祉事務所＞

＜６＞ 埋葬・火葬の特例等

- ① 市内の火葬炉を可能な限り稼働させる。
- ② 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

＜環境部＞

5. 小康期

状態
・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状態。
目的：
1) 市民生活の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方：
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

- ① 緊急事態解除宣言が発出された時は、本市対策本部を廃止する。

＜危機管理部・健康福祉部＞

- ② 情報収集班を編成し、情報収集に努めるとともに、必要に応じ警戒本部を設置し、流行の第二波に備える。

＜危機管理部・市長公室・総合政策部・総務部・健康福祉部・保健所・

子ども未来部・環境部・総合教育部・上下水道部・市立病院＞

- ③ 災害医療対策会議を開催し、流行の第二波に備えて対策の準備を行う。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所＞

(2) 情報収集・サーベイランス

＜1＞ 情報収集

国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、必要な情報を収集する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・市立病院＞

〈2〉サーベイランス

通常のサーベイランスを継続するとともに、再流行を早期に探知するため、ウイルスサーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化する。

＜危機管理部・健康福祉部・保健所・子ども未来部・学校教育部＞

（3）情報提供・共有

〈1〉情報提供

- ① 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 市民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

＜危機管理部・市長公室・総務部・健康福祉部・保健所＞

〈2〉情報共有

本市対策本部等は、国のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。

＜危機管理部・総務部・健康福祉部・保健所・全部局＞

〈3〉コールセンター等の体制の縮小

状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。

＜危機管理部・市長公室・総務部・健康福祉部・福祉事務所・保健所＞

（4）予防・まん延防止

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

＜健康福祉部・保健所・総合教育部＞

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、国及び大阪府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

＜健康福祉部・保健所・総合教育部＞

(5) 医療

国及び大阪府と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

＜健康福祉部・保健所＞

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。

＜健康福祉部・保健所＞

(6) 市民生活の安定の確保

＜1＞市民・事業者への呼びかけ

必要に応じ、引き続き市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。

＜市長公室・市民生活部・観光にぎわい部＞

＜2＞社会機能の維持に向けた政策【立案及び実施】

市民生活・事業者に対する支援策の具体的な実施。

- ① 給付金・助成金、支援物品の支給や支援貸付
- ② 納税等の支払い期限の延長、支払い猶予・減免
- ③ 生活維持に関する各種相談窓口の設置
- ④ その他、市民が生活維持に必要な事項の実施
- ⑤ 事業者に対する具体的な支援策の実施

＜危機管理部・総合政策部・市民生活部・
観光にぎわい部・健康福祉部・全部局＞

大阪府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置

府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。

＜1＞業務の再開

大阪府とともに、市内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継

続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

＜危機管理部・観光にぎわい部・健康福祉部＞

＜2＞ 緊急事態措置の縮小、もしくは中止等

国及び大阪府と連携し、府内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。

＜危機管理部・健康福祉部＞

特定接種の対象となる業種・職務について

※ 政府行動計画より抜粋

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・ 社会福祉・ 介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等 発生時における国民へ の情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等 発生時における郵便の 確保	総務省
映像・音 声・文字情 報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等 発生時における国民へ の情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 資金決済及び資金の円 滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・ 用水供給業	—	河川管理・用水供 給業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 水道、工業用水の安定 的・適切な供給に必要 な水源及び送水施設の 管理	国土交通省
工業用水道 業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 工業用水の安定的・適 切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維 持管理業 下水道管路施設維 持管理業	新型インフルエンザ等 発生時における下水道 の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等 発生時における必要な 水道水の安定的・適切 な供給	厚生労働省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
金融証券決 済事業者	B-4	全国銀行資金決済 ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算 機関 振替機関	新型インフルエンザ等 発生時における金融シ ステムの維持	金融庁
石油・鉱物 卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等 発生時における石油製 品（L P ガスを含む） の供給	経済産業省
石油製品・ 石炭製品製 造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等 発生時における石油製 品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等 発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小 売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスス トア	新型インフルエンザ等 発生時における最低限 の食料品（缶詰・農産 保存食料品、精穀・精 粉、パン・菓子、レト ルト食品、冷凍食品、 めん類、育児用調整粉 乳をいう。以下同 じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小 売業	B-5	百貨店・総合スー パー	新型インフルエンザ等 発生時における最低限 の食料品、生活必需品 （石けん、洗剤、トイ レットペーパー、ティ ッシュペーパー、シャ ンプー、ごみビニール 袋、衛生用品をいう。 以下同じ。）の販売	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な本部業務の考え方は、以下の通り ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状況解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む）	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となる職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	消防庁

事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船舶・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分 1 区分 2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分 2	内閣官房 各府省庁

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

<ア行>

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A 型、B 型、C 型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A 型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ SNS (Social Networking Service)

ソーシャルネットワーキングサービスの略称。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会といった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。「コミュニティー」を通じた「友達の輪」のネットワーク型組織。最も会員数の多い SNS は Facebook とされている。

<カ行>

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*** 結核指定医療機関**

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において国や都道府県が実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ コールセンター

本計画では、海外で新型インフルエンザが発生した際に、一般市民向けに設置するお問い合わせ窓口のこと。

＜サ行＞

○ サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析を示すこともある。

○ 指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものの。

○ 指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

○ 死亡率（Mortality Rate）

本計画では、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第 6 条第 9 項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

<タ行>

○ WHO（World Health Organization：世界保健機関）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO 憲章第 1 条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

新型インフルエンザの発生段階については、WHO のパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

<ナ行>

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

<ハ行>

○ 発病率（Attack Rate）

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、本計画では、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 飛沫核感染（空気感染）

飛沫核感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

○ 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

参考資料 3

これまでに実施した市民や事業者に対する主な支援等(令和3年3月まとめ)

(1) 給付金・助成金等(個人向け)

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
国民健康保険被保険者への 傷病手当金	会社等に雇われている国民健康保険被保険者で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあり、労務に服することができなくなった人	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について、直近3カ月の給与等の平均日額の3分の2(一部支払いがある場合はその差額分)を給付。事業所・医療機関からの証明書が必要。	国民健康保険課 申請件数：7件 支給 352,043円
ひとり親等のための 休業手当金	休業等により所得が減少したひとり親	新型コロナウイルス感染症の影響により、保育サービスや施設閉鎖に伴い、子どもの保育のため休業を余儀なくされたひとり親等の所得支援として1日あたり上限4,600円を支給	年金児童手当課 医療助成課 (1月末日時点) 申請件数：37件 支給額：3,271,642円
子育て世帯への 臨時特別給付金	令和2年4月分の児童手当の受給者	新型コロナウイルスの影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、令和2年4月分の児童手当の受給者に対し、対象児童一人につき1万円を支給。 令和元年中の所得更正により、本則給付に変更となる場合等を除き支給済。	年金児童手当課 (1月末日時点) 対象世帯：29,254世帯 支給額：488,150,000円 内公務員(2,467世帯、 42,970,000円)
ひとり親等世帯への 特別給付金(市)	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者(生活保護世帯を除く)	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者の世帯に属する18歳以下の子ども1人あたり5万円。 ただし、平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子どもの1人あたり10万円給付。 申請の必要なし。令和2年6月1日以前に生活保護廃止となる場合等を除き支給済。	年金児童手当課 医療助成課 (1月末日時点) 対象世帯：2,939世帯 4,401人(内高校生1,186人) 支給額 279,350,000円
ひとり親世帯 臨時特別給付金(国)	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方	1. 基本給付 ①令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方 ②公的年金等を受給しており、令和2年6月1日時点で枚方市ひとり親家庭医療証をお持ちの方で、令和2年6月分の児童扶養手当が公的年金受給等により全部停止または支給を受けていない方(※) ※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けているだけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止されたと推測される方も対象。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方。 給付額1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 2. 追加給付 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方。基本給付の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方 給付額1世帯5万円 1. ①は令和元年中の所得更正により全部支給停止でなくなる等の場合を除き支給済。1. ②、③及び2. の申請は令和3年2月28日まで。	年金児童手当課 医療助成課 (1月末日時点) 対象世帯：4,438世帯 6,734人(第1子4,437人 第2子以降2,297人) 支給額：278,950,000円
ひとり親世帯臨時特別給付金 (再支給)(国)	児童扶養手当の受給者、ひとり親家庭医療証の対象者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当またはひとり親家庭医療を受給している方と同じ水準となっている方	対象者はひとり親世帯臨時特別給付金(国)1.を参照。 ※1. ③については令和2年12月11日時点では基本給付(国の2次補正分)の申請を行ってなくても、基本給付(再支給分)を併せて申請することにより支給。 申請は令和3年2月28日まで。	年金児童手当課 医療助成課 (1月末日時点) 対象世帯：3,416世帯 5,208人(第1子3,416人 第2子以降1,792人) 支給額：224,560,000円
デリバリー支援事業	出前館、LINE デリマを利用し、市内店舗から市内へ配達を依頼した方	期間：令和2年(2020)年6月1日～7月31日 1,000円以上の商品購入で、500ポイントのLINEポイントが付与。(期間中1日1回、何度でも)	商工振興課 注文数：31,919件 ポイント付与額：6,712,000円
住居確保給付金	離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職と同程度の状況にある方	離職等により経済的に困窮している方で、収入、資産等の要件に該当する場合に、3ヵ月の家賃相当額を枚方市から家主さんに支給。 収入要件(月額)：単身122,000円以下、2人世帯176,000円以下。支給額(家賃月額共益費・管理費は対象外)：単身38,000円、2人世帯46,000円	地域健康福祉室 (健康福祉総合相談担当) (1月末日現在) 申請件数：243件 支給金額：48,357,300円
妊婦への特別給付金	4月28日時点で妊娠中の方で6月1日までに妊娠届出書を提出した方	枚方市において国の定額給付金の対象者で、4月28日時点で妊娠中の方(妊娠届出書が未提出の方は6月1日までに届出が必要：郵送可)に5万円給付。	地域健康福祉室(母子保健担当) 申請件数 1,687件 支給金額 84,350,000円

特別定額給付金	基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳（枚方市）に登録されている者	基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳（枚方市）に登録されている者に対して給付対象者1人につき10万円。申請は郵送申請方式かオンライン申請方式。給付は原則として申請者本人名義の口座へ振込。	健康福祉総務課 申請世帯数 181,123 世帯 給付額 39,966,400,000 円
子どもの学び・発達支援のための図書カード配付事業	市内在住の0歳から2歳、及び幼稚園・保育所等に在籍しない3歳以上の未就学児	2,000円（QRコード用紙）の図書カードを6月の第2週目から簡易書留で発送（申請不要）。	子ども青少年政策課 対象者 8,700 人発送 図書カード金額：17,400,000 円
就学援助制度	小中学校就学援助制度の申請者	新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が著しく減収したことにより、就学が困難になる児童生徒の保護者に対して、特別な事情として、給与証明等で確認を行うことにより、就学援助を行う。	教育支援推進室（学事保健担当） 特別事情収入減少による 認定世帯：93 世帯
就学援助認定世帯への特別給付金	就学援助認定世帯	就学援助の認定を受けた世帯に属する、児童・生徒1人あたり5万円を給付。申請の必要なし。	教育支援推進室（学事保健担当） 対象児童生徒：5,967 人 支給額：298,035,000 円
就学援助認定世帯への臨時休業中における昼食費	就学援助認定世帯	国の緊急事態宣言を受けたことに伴う臨時休業期間中の自宅での昼食代を就学援助認定世帯の保護者に支給する。	教育支援推進室（学事保健担当） 対象児童生徒：5,897 人 支給額：50,254,220 円
就学援助認定世帯の校外活動に係る交通費等	就学援助認定世帯	宿泊を伴う校外活動が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、その代わりに実施した日帰り校外活動に係る交通費及び見学料を支給する。	教育支援推進室（学事保健担当） 対象児童生徒：761 人 支給予定額：2,904,395 円
特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業	放課後等デイサービス利用者	新型コロナウイルスの感染拡大による学校の臨時休業によって、追加的に生じた、放課後等デイサービスにおける利用者負担及び代替サービスの提供にかかる利用者負担について補助する。（府が実施主体）	地域健康福祉室（障害福祉担当） 支給実績 61 人 令和2年3月分 188,981 円
感染予防等広報・啓発事業	聴覚障害のある市民	市のホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症に関する重要な緊急性の高いメッセージについては、手話通訳の動画を掲載	地域健康福祉室（障害福祉担当） 掲載実績 19 件
高齢者・障害者施設等入所時PCR検査事業	高齢者・障害者福祉施設等に新たに入所する65歳以上の市民又は基礎疾患を有する市民	高齢者・障害者福祉施設等に新たに入所する65歳以上の市民又は基礎疾患を有する市民がPCR検査を希望する場合、無料で検査を実施する。	地域健康福祉室（長寿・介護保険担当） （2月19日現在） 検査人数：26 人
（在宅療養者への支援事業） 必需品支援事業	新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者、並びに保健所が特定した健康観察を行う濃厚接触者等	必要な衛生用品等を無料で自宅に届けることにより、外出することなく療養・健康観察に専念できるよう支援する。 1世帯につき1セット限り。 衛生用品等：マスク・消毒薬・手洗い用液体せっけんのセット	保健予防課（1月末現在） 12月 87 件 1月 151 件 計 238 件
（在宅療養者への支援事業） 配食サービス事業	新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者、並びに保健所が特定した健康観察を行う濃厚接触者	食事を無料で自宅に届けることにより、外出することなく療養・健康観察に専念できるよう支援する。配食時に電話連絡し、安否確認も行う。 配食提供日：毎日 1セット：昼食・夕食・朝食（アレルギー食の対応あり）	保健予防課（1月末現在） 12月 1,111 セット 1月 2,331 セット 計 3,442 セット
特定不妊治療費用補助金交付事業（所得制限の緩和）	特定不妊治療（体外受精または顕微受精）以外の治療法では妊娠の見込みがないか極めて少ないと、医師に診断されている法律上の夫婦	新型コロナウイルスの影響で所得が急変した場合、夫婦の本年の合算所得が730万円未満であれば補助対象とする。 また、感染防止の観点から治療を延期した場合は、夫婦の前々年の合算所得が730万円未満であれば補助対象とする。	保健予防課 0 件
ファミリー・サポート・センター事業利用料の補助	ファミリー・サポート・センター事業利用者	新型コロナウイルス感染症拡大防止による小学校の臨時休業等により ①令和2年3月2日～3月24日 ②令和2年4月8日～5月31日 上記期間中に預かりの援助を受けた方を対象に利用料相当額を支援	私立保育幼稚園課 ①14 件 42,000 円 ②22 件 65,800 円

（2）貸付に関するもの（個人向け）

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還金の支払い猶予	ひとり親家庭・寡婦	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、子どもが在籍する保育所、学校等の臨時休業・勤務先の休業により一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたす場合に生活資金の貸付が可能となる場合があります。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合、支払いを猶予することができます。	子どもの育ち見守りセンター 申請実績なし

緊急小口資金 (主に休業された方向け)	新型コロナウイルスの影響を受け休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付。 貸付上限額は、学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内、その他の場合は10万円以内。無利子、保証人不要、償還期限は2年以内で1年以内の据置期間あり。 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。	枚方市社会福祉協議会 申請件数(1月末日現在) 4月 385件 5月 519件 6月 397件 7月 260件 8月 222件 9月 212件 10月 137件 11月 117件 12月 111件 1月 113件
総合支援資金 (主に失業された方等向け)	新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	生活再建までの間に必要な生活費用の貸付。 貸付上限額(月額)は、単身15万円以内、2人以上20万円以内。で貸付期間は3ヵ月以内。無利子、保証人不要、償還期限は10年以内で1年以内の据置期間あり。 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。 注)原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件。	枚方市社会福祉協議会 申請件数(1月末日現在) 4月 47件 5月 218件 6月 367件 7月 288件 8月 235件 9月 244件 10月 174件 11月 99件 12月 141件 1月 82件

(3) 支払いの猶予・減免するもの(個人向け)

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
市税の納税猶予	令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等(給与含む)に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、市税を一時に納付し、又は納入を行うことが困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等の収入に相当の減少があり、市税の納付が困難になられた方への徴収猶予の「特例制度」(最大1年間の猶予、担保提供不要、延滞金全額免除)が認められる場合があります。	納税課 件数: 679件 猶予額: 464百万円
国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の減免	世帯の主たる生計維持者の方が以下に該当する被保険者 ①新型コロナウイルス感染症により死亡、重篤な傷病を負われた場合 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが前年の3割以上減少する見込み	令和元年度分及び令和2年度分の保険料のうち令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されている保険料について、申請に基づき減免を行います。	国民健康保険室 地域健康福祉室 (1月末日時点) 国民健康保険料 申請件数: 1,157件 (うち決定1,005件) 後期高齢者医療保険料 申請件数: 163件 (うち決定110件) 介護保険料 申請件数: 175件 うち減免決定数: 160件
国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の徴収猶予	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認められた場合	納付することができない金額を限度として、徴収(納付)が最長6か月間(後期高齢者医療保険料は最長1年間)猶予されることがあります。	国民健康保険室 地域健康福祉室 申請実績なし
国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 介護保険料 の一部負担金(利用者負担) の減免	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、の支払いが困難な場合	収入の著しい減少や災害による著しい被害を受けた場合に一部負担金(利用者負担)が減額もしくは免除されることがあります。	国民健康保険室 地域健康福祉室 申請実績なし
障害福祉サービス利用者負担の減免	事業の廃止や失業等による著しい収入減少により、障害福祉サービスの利用料の支払いが困難な場合	収入の著しい減少や災害による著しい被害を受けた場合に利用料が免除されることがあります。	地域健康福祉室(障害福祉担当) 申請実績なし
保育料(利用者負担額)の減額(還付)	(1) 新型コロナウイルス感染症に関し、登園自粛を要請した期間に家庭保育に協力し、1日以上登園を自粛した場合 (2) 令和2年7月以降分…①園児本人または同居家族が感染した場合や、保健所から濃厚接触者として特定され、保健所が指定した期間(療養期間及び健康観察期間等)中、登園されなかった場合、 ②保育所(園)等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休園となった場合において、市からの家庭保育協力要請等にご協力いただき、登園されなかった場合の、いずれかに該当する場合	以下の場合に保育料(利用者負担額)を国の基準に基づき日割り計算の上、還付します。 (1) 登園自粛を要請した期間(令和2年3月2日～令和2年6月30日の間)に、家庭保育に協力し、1日以上登園を自粛した場合(令和2年3月分から令和2年6月分) (2) ①園児本人または同居家族が感染した場合や、保健所から濃厚接触者として特定され、保健所が指定した期間(療養期間及び健康観察期間等)中、登園されなかった場合、②保育所(園)等が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休園となった場合において、市からの家庭保育協力要請等にご協力いただき、登園されなかった場合の、いずれかに該当する場合(令和2年7月分以降)	保育幼稚園入園課 (1) 合計89,496,140円を減額 内訳(2021/2/1現在) 3月分 18,374,440円(1741人) 4月分 28,295,390円(1324人) 5月分 32,430,570円(1198人) 6月分 10,395,740円(688人) (2) 合計413,490円を減額 内訳(2021/2/1現在) 7月分 7,040円(1人) 8月分 144,390円(16人) 9月分 21,440円(2人) 10月分 79,050円(15人) 11月分 161,570円(18人)

市営自転車駐車場の４・５月定期券のキャンセル及び購入	新型コロナウイルス感染症の影響により、４・５月分の自転車駐車場の定期券をキャンセルする方及び定期券の購入手続きが必要な方	新型コロナウイルス感染症の影響で、自転車駐車場の４・５月分の定期券をキャンセルする方は還付いたします。また、４・５月分の定期券の支払いに出来ない方は支払いの手続きを延長いたします。	交通対策課 ４月定期券還付：314人 還付金額：379,500円 ５月定期券還付：180人 還付金額：220,800円
水道料金等の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金等の支払いなどが困難な方	新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料等の支払いが困難な方に支払い期限を延長します。	営業料金課 申請受付件数 9件
水道料金（基本料金）の減免	枚方市上下水道局と給水契約を行っている方 ※福祉減免対象の場合は、既に基本料金を減免しているため、当該減免は対象外となります。	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響を踏まえ、「新しい生活様式」の定着とその一環である「手洗い」を推進するため、下記減免対象２か月分の水道料金の基本料金を減免します。お手続きは不要です。 <減免対象> ・検針が２か月に１回の場合 偶数月検針：令和２年８月検針分＜７・８月分＞ 奇数月検針：令和２年９月検針分＜８・９月分＞ ・検針が毎月の場合 令和２年８月検針分・９月検針分	営業料金課 ８月検針分 79,820件 114,142,600円 ９月検針分 82,808件 117,587,360円
し尿処理手数料（臨時手数料）の免除	緊急事態宣言発出に伴い、外出の自粛要請となったことにより、臨時収集が必要となった世帯	緊急事態宣言発出に伴う外出の自粛要請により臨時収集が必要となった場合に、その臨時手数料を免除するもの。	淀川衛生事業所 （２月12日現在） 令和２年４～６月 件数：22件 金額：12,900円 令和３年１～２月 件数：5件 金額：2,700円

（４）相談窓口

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
新型コロナウイルス電話相談窓口（専用電話）	感染予防、体調や医療機関受診のタイミング等についての一般的な相談の方	日常生活での感染予防方法や、健康及び体調・医療機関受診のタイミング等に関する一般的な相談	保健医療課 相談件数：9,397件
新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）	新型コロナウイルス感染症を疑われる方	相談の結果、感染の疑いがある場合には専門の「帰国者・接触者外来」を紹介。	保健医療課 相談件数：14,659件
生活支援コールセンター	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方など	新型コロナウイルス感染症対策による雇用調整等により急激に減収した人などの生活支援などの相談 ※４月24日から６月12日まで開設 開設時間：午前９時～午後５時30分（平日のみ）	地域健康福祉室 （健康福祉総合相談担当） 相談件数 電話：1,646件 メール・FAX： 70件

（５）事業者に対する支援

手続・制度名称等	対象者等	概要	担当課・実績等
デリバリー支援事業	４月7日以降に出前館、LINEデリマでデリバリーサービスを開始した市内飲食店	指定デリバリーサービスのサービス利用料最大10%を市が補助するとともに、初期登録手数料及び配達代行手数料7%分を出前館が負担。	商工振興課 サービス利用料支援額：1,282,630円
事業継続固定費支援金	枚方市内においてテナント契約で事業を営んでおり、令和２年４月から６月のいずれか１か月の売上が前年同月比で減少率が15%以上50%未満である事業者	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特に影響を受ける中小企業・個人事業主のうち、府の支援金の対象にならない売上減少幅15%以上50%未満のテナント運営の事業者に対し、１つの事業所につき10万円を支給するもの。	商工振興課 交付決定件数：465件 支援額：54,900,000円
中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規定に基づく認定（セーフティネット保証４号）	最近１か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少することが見込まれる中小企業業者	新型コロナウイルス感染症により売上高等が減少したことへの資金繰り支援措置としてセーフティネット４号が発動され、一般保証とは別枠で保証が利用可能となります。 制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります。	商工振興課 認定件数：677件
中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づく認定（セーフティネット保証５号）	国が指定する業種に属する事業を行い、最近３か月の売上高等が前年同月比で5%以上減少している中小企業事業者	業績の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、通常の保証限度額とは別枠で80%保証が行われます。 制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要。	商工振興課 認定件数：211件
危機関連保証制度（新型コロナウイルス関連融資）	最近１か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後２か月を含む３か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少することが見込まれる中小企業業者	新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、既に実施したセーフティネット保証に加えて、危機関連保証が発動され、一般保証及びセーフティネット保証とは別枠となる100%保証が利用可能となります。 制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要となります。	商工振興課 認定件数：2,336件

新型コロナウイルス感染症対応緊急資金にかかる信用保証料の交付	本市が認定したセーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して400万円以下の融資を受けた市内事業者	新型コロナウイルス感染症にかかる大阪府制度融資において、本市が認定したセーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して400万円以下の融資を受けた市内事業者、大阪府中小企業信用保証協会へ支払った信用保証料を最高10万円まで補助します。	商工振興課 交付件数：9件金額：667,508円
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	感染者、濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等	必要な介護サービスを継続して提供するために、通常の介護サービスの提供時では発生しない、かかり増し経費について助成を行います。	地域健康福祉室 (長寿・介護保険担当) 交付件数：2件金額：389,000円
中小企業・小規模事業者に対する総合相談窓口	新型コロナウイルスの影響を受けている、市内の中小企業・小規模事業者	市内事業者支援の一環として、国・府等で行っている各種支援策の最新情報を提供しています。 また、社会保険労務士・行政書士が無料で相談に応じる専門家相談窓口も開設しています。	商工振興課 相談対応件数：3,860件
枚方市コロナ対策実施店舗応援事業	感染拡大防止対策を行っている市内事業者	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行っている店舗を増やし、市民に地域の商店街や身近な店で安心して買い物や食事を楽しんでいただくことを目的に、コロナ禍の影響を受けている店舗の支援策として、市内で使える「コロナ対策店応援クーポン券」を全市民に配布しています。 クーポン券の内容： 1人あたり3,000円（1枚500円×6枚綴り） 使用期間： 令和2年10月15日から令和3年2月28日まで	新型コロナウイルス感染症対策 事業者支援実行委員会 (北大阪商工会議所・枚方信用金庫・枚方市) 配布実績 399,547人 181,506世帯
障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業	・市内障害福祉サービス等事業所等	①厚労省による優先供給スキームにより、障害福祉サービス事業所等に手指消毒用エタノールの配布を行う ②事業所内に感染者が発生した場合、感染拡大防止のために必要な消毒実施費用について最大50万円補助	地域健康福祉室（障害福祉担当） ①エタノール配布実績 延べ620事業所 ②0件
障害福祉分野のICT導入モデル事業	市内障害福祉サービス事業所等	新型コロナウイルス感染拡大及び障害福祉サービス事業所における生産性向上を推進するため、ICT活用モデルを構築することを目的として、ICTを導入する際の経費について支援を行う。	地域健康福祉室（障害福祉担当） 補助予定事業者数：21事業所
障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業	市内就労系障害福祉サービス等事業所	新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、テレワークのシステム導入費等の支援を行う	地域健康福祉室（障害福祉担当） テレワーク補助 予定事業者数：12事業所 発達障害学習支援補助 予定事業者数：3事業所
地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等事業	市内地域活動支援センター及び日中一時支援事業所	新型コロナウイルスの感染機会を減らしながらも、必要な障害福祉サービスを提供するのにかかる通常のサービス提供時には発生しない経費について支援を行う。	地域健康福祉室（障害福祉担当） 補助予定事業者数：4事業所
生産活動活性化支援事業	市内就労継続支援事業所	新型コロナウイルス感染症の拡大により、生産活動収入が減収している事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用 1事業所あたり最大50万円補助。	地域健康福祉室（障害福祉担当） 補助予定事業者数：6事業所
枚方市版生産活動活性化支援事業	市内生活介護事業所	新型コロナウイルス感染症の拡大により、生産活動収入が減収している事業所に対し、生産活動の再起に向けて必要となる費用 定員40人以下の施設1事業所あたり最大50万円補助 定員41人以上の施設1事業所あたり最大100万円補助 生産活動活性化支援事業の対象の事業所は、定員41人以上の施設のみ、施設1事業所あたり最大50万円補助	地域健康福祉室（障害福祉担当） 補助事業者：2事業所
障害者日常生活支援体制強化事業	市内移動支援事業所等	手話通訳派遣事業登録通訳者に対してフェイスガードを配布。移動支援事業所等にはマスクを配布。	地域健康福祉室（障害福祉担当） フェイスガード配布予定者： 100人 マスク配布予定事業者数： 103事業所
保育施設への手指消毒用エタノールの優先供給	市内保育所（園）等	手指消毒用エタノールの国内需要が逼迫している状況から、厚生労働省が行う優先供給の制度を活用し、保育所（園）等に順次、手指消毒用エタノールを配付	私立保育幼稚園課 ・保育所（園）、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設 計103箇所 各施設5～15ℓ配付 ・地域子育て支援拠点13箇所 1拠点1ℓ配付

保育施設への非接触型体温計の優先購入	市内保育所（園）等	大阪府の非接触型体温計の優先購入を活用し、保育所（園）等に配付	私立保育幼稚園課 ・保育所（園）、認定こども園、小規模保育施設、認可外保育施設 計 101 箇所 1 本～9 本配付 ・地域子育て支援拠点 13 箇所 ・一時預り事業実施施設 20 箇所 ・病児保育事業実施施設 3 箇所 各 1 本配付
保育所（園）等におけるマスク購入等の感染防止対策に係る支援	市内保育所（園）等	令和元年度国の交付金を活用し、保育所（園）等における感染防止用の備品等の購入等に係る経費。 1 施設あたり 500 千円を上限に補助	私立保育幼稚園課 保育所（園）等 109 箇所 31,215,000 円
保育所（園）等におけるマスク購入等の感染防止対策に係る支援	市内保育所（園）等	令和２年度国の交付金を活用し、保育所（園）等における感染防止用の備品等の購入等に係る経費 1 施設あたり 500 千円を上限に補助	私立保育幼稚園課 ・1 施設あたり 500 千円を上限に 105 箇所に補助金を交付予定。 ・各事業（一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業・乳児家庭全戸訪問事業・延長保育事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業）についても補助金を交付。
地域公共交通における感染拡大防止対策事業費補助	市内に営業所を置くバス及びタクシー事業者	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、ビニールカーテン、消毒剤その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策に資すると認められる物品の購入及び備付けを、令和２年４月７日以後の日に行われた経費について補助金を交付。 ・路線バス 1 台につき 2 万円を上限 ・タクシー 1 台につき 1 万円を上限。 ・１車両 1 回限り	交通対策課 申請件数：1 件 申請協議件数：3 件 （令和３年３月本申請提出予定）

【改訂】

平成 31 年 4 月 1 日	機構改革に伴う改訂
令和 2 年 8 月 13 日	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正、機構改革に伴う改訂
令和 4 年 6 月 3 日	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正及び機構改革に伴う改訂、体制強化に伴う改訂

枚方市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月 令和 4 年 6 月

発 行 枚方市

編 集 枚方市 健康福祉部 健康福祉政策課
大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号
Tel 072-841-1369
Fax 072-841-2470